

(1) 工資ハ工組主冊ノ手紙並リニテ請求セシメ

申出タリ

ハ二十四日午記十一期即試算内容ノ報告ヲ提出シ其結果  
未ダノチロイニ未熟シ候ハレバ且テ前記並列費計ニ不備  
ハ工組親身大西對面ニ報告スルコトハ既ニ決定シテ  
一階急ぎ舞舞工組ニ列テハ當ニ組合ニ各費計ニテ  
合ニ列テ置業ヲ副務ニシテマテリシ其時又舞舞工組計會以テ  
烈ハニ一々組合本席ニ列テ二十四日午記六期即試算  
ロイ、シテ一具報告セタリ  
四期ノ二階品等個人各費計ヲ職工ニ對テ工資ニ支給スル  
株金減額ニ對テロイニ未シ其工資ハ既ニ對面ニ株金減額計  
對十期ニ至リ當十期ハ批瀾一週對面ニ「チ」ニ一々報告

財團法人協調會大阪支所

(ロ) 其ノ代償トシテ職工長大西俊治ヲ自決サスコト  
(ハ) 相當ノ爭議費用(額ヲ示サス)ヲ支給セラレタキコト  
(ニ) 大西ヲ解雇セザル場合ハ建値通りノ工資ヲ支給スルコト  
之レニ對シ工場主ハ左ノ通り回答シタリ

(ロ) 大西ヲ自決サスコトハ絶對拒絶  
(ハ) 爭議費用負擔シ難シ  
(ニ) 大西ヲ解決セザル場合ハ建値通りトスルコトハ絶對拒絶

◎ 同盟罷業ノ狀況

組合ニ加盟セル七十名ノ職工ハ二十四日朝出勤時間ヨリ罷業  
シ大阪市東淀川區十三東ノ町五十番地組合本部ニ集合シ結束  
ヲ固メ翌二十五日爭議團本部トシテ大阪府豊能郡庄内村大字  
菰江三〇九番地ニ空家一戸ヲ月四十圓ニテ借受ケ同所ニ集合  
シ居レリ

爭議資金トシテ爭議團員七十名ハ各自金參圓宛合計二百拾圓